

# 現況調査の注意点について

当組合では厚生労働省の指導に基づき、定期的な組合員資格の調査を行っています。令和5年度の調査内容につきまして、以下の点にご注意ください。

## 現況調査票の設問1について

記載内容に変更がない場合は、に✓を入れしないでください。  
変更点がある箇所にはのみ✓を入れ、正しい内容をご記入ください。

## 確定申告書の様式変更について（個人事業主・一人親方）

令和4年分の確定申告から、申告書様式のAが廃止となり、申告書Bに一本化され、「**令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書**」となりました。  
(A, Bの標記がなくなりました)

提出書類一覧表や別紙等の説明には、確定申告書（申告書B）と記載されておりますが、「**令和4年分の確定申告書**」のコピーをご提出ください。

※確定申告書は、税務署の收受印か、電子申告の受付日時と受付番号が記載されている書類も必要です。

※確定申告書の「職業欄」で、建設業29業種の工事内容を確認します。

職業欄が無記入であったり、〇〇業、会社経営などの記載では工事内容が不明です。



工事「契約書」や、工事内容の「発注書」、「請求書と通帳のコピー」など、工事を行った結果を収入の有無で確認できるよう、それぞれ複数枚をコピーで添付願います。

**令和5年4月28日（金）までにご提出ください。**

ご不明な点等ございましたら、当支部へお問い合わせください。

全国建設工事業国民健康保険組合北海道西支部

〒060-0002 札幌市中央区北2条西13丁目1-1 K<sup>2</sup>ビル2階

TEL：011-261-5205 午前9時～午後4時まで（土日祝日休業）

FAX：011-261-5099 24時間年中受付（相談対応は上記のとおり）

# 組合員資格に係る現況調査票

1. 内容について変更がありますか。変更がある場所に☑して下段に訂正してください。

※変更がない場合は、☑は不要です。

〈標準的な規格に無い特別な字は規格にある字やひらがなに置きかえて作成しています。〉

<input type="checkbox"/>	記号番号	01 -	組合員氏名	
<input type="checkbox"/>	自宅住所			
<input type="checkbox"/>	事業所名			

※変更がある場合、支部(出張所)に連絡の上、変更の手続きを行って下さい。

<input type="checkbox"/>	主たる業種	工事業
<input type="checkbox"/>	業態区分	

法人区分	
------	--

必要な書類はこの二つの「区分」を見て、裏面のとおりに提出してください

※変更がある場合、支部(出張所)からご連絡しますので、詳しくお話し下さい。

2. 上記の事業所の他にご家族様を含めて、事業所を所有又は所属していますか。

当てはまる場合に☑してください。(当組合に加入している方のみ対象)

※当てはまる場合、支部(出張所)からご連絡しますので、詳しくお話し下さい。  
(アルバイト・パートについては、チェックの必要はありません。)

調査は以上となります。

変更がない場合でも、裏面に記載の提出書類とこの調査票を必ず提出してください。

上記の内容に相違ありません。 記入日 令和 年 月 日

組合員氏名

(必ず自署で記入してください)

全国建設工事業国民健康保険組合 理事長 殿

## 提出書類一覧表

業態区分/法人区分	提出書類	
① 法人事業主  (法人区分「B」)	建設業の許可について（通知） ない場合『法人登記簿謄本』か『業種を「〇〇工事」と明記の労働保険関係成立届』いずれか1点  ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ・70歳以上の場合は、厚生年金保険 70歳以上被用者標準報酬月額相当額のお知らせ	
② 法人従業員  (法人区分「B」または「E」)	B	・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ・70歳以上の場合は、厚生年金保険 70歳以上被用者標準報酬月額相当額のお知らせ
	E	令和4年分給与所得の源泉徴収票 (支払者の名称・氏名が記載されているもの)
③ 個人事業主  (法人区分「E」)	令和4年分所得税の確定申告書 または建設業の許可について（通知）	
④ 個人従業員  (法人区分「D」または「E」)	D	・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ・70歳以上の場合は、厚生年金保険 70歳以上被用者標準報酬月額相当額のお知らせ
	E	令和4年分給与所得の源泉徴収票 (支払者の名称・氏名が記載されているもの)
⑤ 一人親方  (法人区分「E」)	令和4年分所得税の確定申告書 または建設業の許可について（通知）	

- 提出して頂く書類については全てコピーで結構です。
- マイナンバーの記載がある場合は、マイナンバー部分を同封の保護シールでマスキングの上、提出してください。
- 有効期限の定められたものは必ず有効期限内のものを、また、有効期限のないものは直近1年以内のものを提出してください。
- 建設業許可証と確定申告書については別紙を確認してください。
- その他

別紙へ

事業主が当組合に加入していない場合について

・・・組合員自身の確認書類のほか、事業主の業態区分（①又は③）を確認できる確認書類を事業主から受領し両方、提出してください。

資格の確認のため、記載している書類の他に追加で書類を頂くことがございます。あらかじめご了承ください。

# 建設業許可証がない場合について (法人事業所)

別紙

有効期限内の建設業許可証をお持ちですか？

はい

いいえ

【 提出書類 】

調査票の裏面  
のとおり提出して  
ください。

次の①から③の内、いずれかの書類をお持ちですか？

- ①法人登記簿謄本（直近1年以内）
- ②業種を「〇〇工事」と明記の労働保険関係成立届（直近のもの）  
※ 日付が古いものに関しては、直近で保険料を支払っていることが分かる領収書（労働保険番号が一致するもの）も併せて提出をお願いします。
- ③建設工事業の事業を行ったことが分かる「請負契約書」等（直近1年以内）  
※ 契約書・注文書は、第三者が発行しているもの。  
※ 請求書の場合は、入金を確認できるものも併せて提出をお願いします（通帳の写しなど）。

はい

いいえ

【 提出書類 】

- ①から③のいずれかの書類
- 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（事業主・従業員）
- 70歳以上の場合は、厚生年金保険 70歳以上被用者標準報酬月額相当額のお知らせ
- 給与所得の源泉徴収票（短時間勤務など厚生年金の対象とならない従業員）

①から③の書類をお持ちでない場合は、所属の支部（出張所）へお問い合わせ下さい。

## 提出書類一覧表

業態区分/法人区分	提出書類	
① 法人事業主  (法人区分「B」)	建設業の許可について（通知） ない場合『法人登記簿謄本』か『業種を「〇〇工事」と明記の労働保険関係成立届』いずれか1点  ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ・70歳以上の場合は、厚生年金保険 70歳以上被用者標準報酬月額相当額のお知らせ	
② 法人従業員  (法人区分「B」または「E」)	B	・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ・70歳以上の場合は、厚生年金保険 70歳以上被用者標準報酬月額相当額のお知らせ
	E	令和4年分給与所得の源泉徴収票 (支払者の名称・氏名が記載されているもの)
③ 個人事業主  (法人区分「E」)	令和4年分所得税の確定申告書 または建設業の許可について（通知）	
④ 個人従業員  (法人区分「D」または「E」)	D	・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ・70歳以上の場合は、厚生年金保険 70歳以上被用者標準報酬月額相当額のお知らせ
	E	令和4年分給与所得の源泉徴収票 (支払者の名称・氏名が記載されているもの)
⑤ 一人親方  (法人区分「E」)	令和4年分所得税の確定申告書 または建設業の許可について（通知）	

- 提出して頂く書類については全てコピーで構いません。
- マイナンバーの記載がある場合は、マイナンバー部分を同封の保護シールでマスキングの上、提出してください。
- 有効期限の定められたものは必ず有効期限内のものを、また、有効期限のないものは直近1年以内のものを提出してください。
- 建設業許可証と確定申告書については別紙を確認してください。
- その他

別紙へ

事業主が当組合に加入していない場合について

・・・組合員自身の確認書類のほか、事業主の業態区分（①又は③）を確認できる確認書類を事業主から受領し両方、提出してください。

資格の確認のため、記載している書類の他に追加で書類を頂くことがございます。あらかじめご了承ください。

# 確定申告書を提出する時の注意点について (個人事業所・一人親方)

別紙

所得税の確定申告書の職業欄が「建設工事業」の業種の記載があり、建設工事業としての収入のみですか？

※税務署の收受印もしくは電子申告の日時と受付番号が確認できる「送信表」が必要です。  
※確定申告書の金額欄はマスキングしないでください。

いいえ

建設工事業以外に収入がある場合（農業・不動産・年金など）、建設工事業が最も高い収入ですか？

いいえ

次の①から③の内、いずれかの書類をお持ちですか？

①登録電気工事業者登録証、建築士事務所登録申請書、屋外広告業登録通知書、〇〇市指定工事業者証等（有効期限内のもの）

②業種を「〇〇工事」と明記の労働保険関係成立届、または労働者災害補償保険特別加入申請書（一人親方等）（直近のもの）  
※日付が古いものに関しては、直近で保険料を支払っていることが分かる領収書（労働保険番号が一致するもの）も併せて提出をお願いします。

③建設工事業の事業を行ったことが分かる「請負契約書」等（直近1年以内）  
※契約書・注文書は、第三者が発行しているもの。  
※請求書の場合は、入金を確認できるものも併せて提出をお願いします（通帳の写しなど）。

はい

はい

【提出書類】

調査票の裏面  
のとおり提出し  
てください。

はい

【提出書類】

○所得税の確定申告書

○①から③のいずれかの書類

○給与所得の源泉徴収票（従業員）

○健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、70歳以上の場合は、厚生年金保険 70歳以上被用者標準報酬月額相当額のお知らせ（厚生年金をかけている事業所、法人区分にDと記載されている組合員の方のみ）

いいえ

①から③の書類をお持ちでない場合は、所属の支部（出張所）へお問い合わせ下さい。